

## 第32回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成30年12月14日（金）午後3時から午後5時まで

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

岡田純一郎，狩谷あゆみ，小原彩那（新任），長谷富美，西田篤（新任），平谷優子，  
藤本光徳，増田吉則，森脇喜美代，山田豊子（新任），吉村典晃

（五十音順，敬称略）

#### [説明者]

松枝良和首席家庭裁判所調査官，加藤智之家事首席書記官，寺崎益朗少年首席書記官，  
中儀昌宏次席家庭裁判所調査官，上川内宏少年訟廷管理官，原綾子主任家庭裁判所調  
査官，森本清美事務局長

#### [事務担当者]

南森弘三総務課長，越智寛子総務課課長補佐

### 第4 議事

#### 1 委員異動報告

#### 2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった2人が  
傍聴することを許可した。

#### 3 開会宣言（総務課長）

#### 4 委員長挨拶

#### 5 委員挨拶，自己紹介

#### 6 議事

「少年事件について」

[委員長]

本日の議題に入る前に、前回の委員会で話題となった項目等に関して、若干補足して説明させていただきます。

まず第一に、少年事件の概要に関し、統計数値等に基づいて、特徴的なことについて、例えば「少年事件の事件数としては減っています」とか、「こんな形で終わった事件が多いです」という御説明をさせていただきましたが、その際に「広島家庭裁判所の事件の特徴は何ですか」といった御質問などもいただきましたので、統計数値で特徴的なことがあったかどうかについて報告をお願いします。

[説明者]

統計的な数値について、特徴的なこととしましては、道路交通法違反等を除いた少年事件一般保護事件の終局員数について、小中学校の在籍者の割合が全国より広島の方が高くなっているということが挙げられます。

席上に配付した「非行時の教育区分別人員調査表」は、平成19年から平成29年までの教育区分別の終局人員数です。上欄が全国、下欄が広島の数値です。それぞれ調査表の下欄の黄色で着色した部分をご確認ください。

平成19年は、全国が26.9%で広島が29.2%となっており、広島が2.3%高い数値となっております。特に、平成23年になりますと、全国が29.3%で広島が38.2%で、広島が約9%も高い数値となっております。平成22年以降平成29年まで約5%から10%ぐらいまでの幅で、広島の方が高い傾向が続いております。

この表から、広島では全国に比べ、小中学校在学者が高い割合で事件を起こしていることが分かります。家裁に送致される少年はほとんどが中学生以上ですので、13歳から15歳の割合が高いということが言えるのではないかと思います。

[委員長]

続きまして、前回の委員会では、少年事件のうち、再非行防止に向けた取組ということで、教育的措置を取り上げました。その際、委員からはいろいろな提言や意見をいただいたところですが、これらの意見などを踏まえて、家庭裁判所の方で検討して今取り組んでいることについて説明させていただきます。

[説明者]

前回、教育的措置の支援型の一つである学習支援の話題の中で、委員から、学校において算数、特に九九が苦手な子が多く、学習支援自体はいい取組ではあるけれども、ニーズや能力など子ども側の視点に立った学習支援を継続的に行うことが必要ではないかという意見をいただきました。その意見を踏まえて、早速一つ取り組んでいることとしましては、家庭裁判所の調査というのは、1回や2回で終わることもあるのですが、試験観察を行って継続的に面接する少年において、継続的に複数回学習支援を行うということをやっています。少年も同じ人に継続的に学習を支援してもらうことで、結構やる気を持って意欲的に取り組んでいます。家庭裁判所としても委員からの意見を踏まえて、積極的な取組を開始することができました。大変感謝申し上げます。

[委員長]

前回御意見をいただいたことについて家庭裁判所内部でいろいろと検討し、引き続き取り組んでいきたいという課題については、取組を進めた上で必要に応じてこの会で報告をさせていただきたいと思います。

本日のテーマは、前回に引き続いて「少年事件について」です。本日は、前回積み残しとなりました「補導委託制度の活性化方策について」が一点目のテーマです。それから、前回の議論の際に、例えば警察とか教育現場といった関係機関ときちんと連携をとることが必要ですよね、連携がとれていますかという問題提起がありましたので、その点を取り上げて、「関係機関との連携の充実策について」が二点目のテーマです。

それからもう一点、付随的な説明ということで、前回、少年のことばかり考えているのではないか、被害者のことはちゃんと考えていますか、という質問や意見もありましたので、被害者について制度の説明をさせていただくという流れにさせていただきます。

まずは、「補導委託制度の活性化方策について」です。

前回の委員会では、時間の関係で、概要説明はさせていただきましたが、具体的な意見交換にまでは至りませんでした。今回、議論していただくに当たって、前回の委員会における説明内容の特に重要なポイントとなるところをもう一度説明させていただいた上で、具体的な協議に入らせていただきたいと思います。

[説明者]

補導委託制度の概要と広島家庭裁判所の課題について説明します。

補導委託制度の概要に関しては、詳しくは配布した「少年たちにあなたの力を」というリーフレットに記載がありますので、そちらをご覧くださいと思います。要点のみ説明しますと、まず、家庭裁判所が、最終的に処分を決める前に、しばらく少年の様子を見る試験観察という中間処分を行うことがあります。その試験観察の中で、民間のボランティアの方に少年をしばらく預け生活面で指導していただいたり、職業的な指導を行っていただくことを補導委託制度と呼んでいます。期間は、事件によって異なり、数日から数か月まで様々です。

預かっていただく方を「受託者」と呼んでいます。受託者の方に報酬をお支払いすることはできないのですが、少年の食費などの経費はお支払いをしています。

実際預かっていただく方法ですが、以前は割と職住一体で家族ぐるみで少年を見守っていただく形が多かったのですが、最近はどちらかというと社員寮や民間の借り上げのアパートなどを用意していただいて受託者の近隣に居住して指導を行っていただく形のほうが多いと思います。

机上に配付しております紹介事例を使って、具体的な流れについて説明したいと思います。

紹介事例1は、家出をしては非行に至るといふ少年の事例です。この事例にありますように、親子関係に少し問題があつてすぐには家庭に返せない事例で補導委託が活用されることが多いと思います。

この事例については、居場所と仕事さえあれば再非行に至らずに済むのではないかという可能性があり、また母親が手を焼いて引き取りを拒否していたのですが、少年が頑張っている姿を見れば母親の監護意欲の改善を図れるのではないかという見立てができたことから、中間的な決定である試験観察を行い、その中で、飲食店の店主に補導を委託するという補導委託決定を行いました。

少年は、受託者の家に住み込み、店員として飲食店で働きながら、約4か月間再非行もなく過ごすことができました。そんな少年の姿を見て、母親ももう一度少年と頑張ってみる気

持ちになってくれました。補導委託の期間を通じて再非行を防止するとともに、親子の再出発を実現することができた事例です。

これは大変うまくいった事例ですが、実際はなかなかうまくいかず、途中で少年が逃げってしまう事例もあります。そうはいつでも少年の更生を図るのに補導委託制度は大変重要な制度です。

補導委託制度については、受託者の方に大変御協力をいただいております、受託者の方の苦労はリーフレットにも少し紹介されていますが、実際に我々が直接受託者からお聞きした話を紹介しますと、「実際苦労がないと言えば嘘になるが、そうはいつでも若い可能性のある方に仕事を教えることはやりがいがある。」「少年が指導に従って更生をしてくれて、後に御礼を兼ねて現状報告に来てくれたことがとてもうれしかった。」という声をお聞きしたことがあります。

以上は住み込み型の身柄付き補導委託の説明ですが、これとは異なり、数日程度老人福祉施設や障害者施設に通所させて指導をお願いする通所型短期補導委託という制度もあります。

以上が補導委託制度の説明となります。

続きまして、広島家庭裁判所の現状ですが、前回の委員会で御説明したとおり、広島家庭裁判所においては、補導委託先の不足があい路になっております。特に宿泊型の補導委託を受けていただける受託者の数が少なく、なかなか制度の活用が進まない現状があります。

現状としては、宿泊が可能な補導委託先は6か所ありますが、そのうちの2か所は老人福祉施設、うち2か所は更生保護施設、残りの2か所は自立援助ホームであり、住み込みで生活と仕事の両方をみていただくような職親的な補導委託を行える補導委託先がなかなかないという現状があります。この背景としては、企業そのものの経営が難しくなって、補導委託を引き受けていただく余力がなくなってきているのだらうと思いますが、家庭裁判所としては、なんとか受託先を確保したいと考えております。

特に、男子少年であれば建築業や、事例にも出ていた飲食業は男女問わず人気ですし、最近の少年は理美容関係に興味がある子も多いので、理美容関係のお店などで補導委託を引き受けてくださるところがあればよいと思っております。ただなかなか補導委託先の開拓に良

い方法を見出せないのが現状です。

[委員長]

今の説明で御質問やよく分からなかったところなどはありますでしょうか。

[A委員]

補導委託の期間は大体どのぐらいでしょうか。

[説明者]

4か月間で行うことが多いと思います。ただし、事例によっては3か月や少し長く6か月程度行うこともないわけではありません。

[A委員]

宿泊型の補導委託を引き受けてくれるところが少なく、必要なときに困るというお話ですが、宿泊型にするか通所型にするかの基準というか、何か違いはあるのですか。

[説明者]

家庭に問題があり、少し家庭から離れた場所で、まずは自分を見つめ直して生活をしていく必要がある場合であって、家庭の方も一旦少年と距離を置いて少しクールダウンしてやる必要がある場合に、宿泊型の需要がすごく高いです。

[B委員]

具体的にどのような方法で委託先を探されているのでしょうか。

[説明者]

今実際に取り組んでいることは、保護観察所との連携で、保護観察所の協力雇用主から探せないかとか、最近では、自治体が事業運営委託しているNPO団体が就労支援を行っており、関係企業と連携しているという状況がありますので、そういう場をお借りして若者の関心があるような御協力いただける企業を探したりしています。

[B委員]

今はコンプライアンスの問題もあるので企業は難しいとも思うのですが、全国的にうまくやっているところがあるのでしょうか。

[説明者]

今紹介した少年サポートセンターとの連携で、紹介がうまく行って開拓できた例や、調停

委員からお話をいただいて、足を運んだら割と快く引き受けていただけた例などが全国的にはあるようですが、あまり組織立って画期的な方法を見出してやれているという例は聞こえてこないで、それぞれに大変苦慮している状況であるというのが現状です。

[C委員]

広島では、補導委託で通所型がどのぐらい活用されているのでしょうか。例えば、この1年で何件ぐらいあって、平均的に何日ぐらいという実績を伺いたいです。

[説明者]

今年度は、現在のところ5件程度利用があり、日数は様々です。1日だけ行かせたケースや3、4日連続で行かせたケースもあります。

[C委員]

あまり通所型というのは知らなかったのですが、例えば、1日とか3、4日とか、どういう目的でそういう利用のされ方をするのか教えてください。

[説明者]

通所型の場合は、例えば少し例を挙げますと、自己評価がとても低くて、学校とかでいろいろあって、不良行為をしてしまう子が割といるのですが、そういった子の場合、自分が社会の中で役に立つという経験をさせることで、もう少し前向きになれるという効果があると思いますので、そういったところを狙いつつ、お年寄りにきちんと接することができたり、分からないことはちゃんと施設の方とやり取りしてやれるかというようなところを見ながら、その子の長所・短所といったところを見極めていくという効果があると思っております。

[E委員]

試験観察の狙いがよく分からないのですが、観察するためなのか長期的な処遇を目指すのか、制度の意図はどういうものなのでしょう。先ほど自信をつけるためにという話がありましたが、1日や2日でできるものなのか、もう少し長期的なものではないかと思うので、試験観察の中で、観察が主な目的なのか、その後に生かすための何かをするのか、制度の位置付けを伺えますでしょうか。

[説明者]

御指摘のように、確かに1日や2日で少年が画期的に変わることを期待するのは難しいですし、まず大前提は試験観察ですので、この少年を処分するかしないかの見極めをすることが第一目標です。この少年が、自分が役に立っていることを感じて次につながるような行動をとれるかどうかを見極めるというのが一番の目的ですので、1日や2日でも少年の中には、非常にいい経験をさせてもらいましたと言って、これまでになかった自分の良いところを見出して次につなげていくような気持ちを持てる子もおりますので、あくまで第一目標は観察ですけれども、私どもとしては、先ほど説明したように、教育的な効果というものも合わせて考えながら、試験観察補導委託という制度を運用させていただいているのが現状です。

[委員長]

それでは具体的な協議に入らせていただきます。裁判所の一番の課題は、いかにして補導委託先を見つけるかということです。そもそも補導委託という仕組み自体も知らない場合もありますし、実際に行って説明をすると自分のイメージとは違っているので引き受けられないという場合もあります。まず皆さんの感覚で、この仕組みはなぜ皆さんが引き受けられるようにならないのか率直に教えていただきたいと思います。それぞれ実際に自分のところで引き受けてくださいと言われたら、やはり自分が一番気になるのはここだという意見があれば、家庭裁判所としてどういう対応をとれるか考えていけると思うのですが、いかがでしょうか。

[A委員]

例えば、成人の場合は罪を犯した人に対する偏見や差別がすごく根強くて、少年であっても同様に理解がすごく少ないというのがあると思います。

大学で犯罪社会学を教えていて、刑務所自体が最近高齢化している話とか、福祉制度が充実すれば犯罪ってこんなに減るといっても、少年犯罪は悪い子がやるものだし、犯罪者は極悪非道な人間だというイメージがすごく強いので、そのイメージをマスコミや学校も含めて変えていく作業が必要だと思うのですが、なかなか厳しいと思います。

実家が農家なので、親や親戚にも言ってみたのですが、怖い人が来たらとか、ひどい目にあったら困るとか、何か問題があったときに責任を取れないという話で、その辺の不安を払

拭させるための保障とか、単にボランティアだけでは難しい側面が出てくるだろうと思います。

#### [E委員]

ボランティアでやるとなると、その位置付けが一番難しいのではないかという気がします。ある程度審判に関わる役割を求められているのであれば、もう少し報酬等も含めて非常勤でも仕事として位置付けることが必要になるのではないかという気がします。どういうケースで何をこの子の課題とするかという方向性があると思うので、中途半端に情熱でお願いしますとか、善意でお願いしますという形だと、引き受ける側の難しさもすごくあるのではないかということや、例えば、里親制度は、いずれその里親でその子を迎えることができるかなという引き受ける側にも何らかの意味がありますし、補導委託制度も就労の可能性があると引き受ける側の意味が必要かと思います。それから、例えば非行の内容が金品持ち出しだと、商売をしている場合、「うちのレジからまたやるんじゃないか」と考えるのが普通感覚ではないかと思うので、その辺の情報をきちんと提供できるかということなど、幾つかの課題はあるのではないかと思います。

#### [G委員]

単純に、「どうですか」と言われたときの答えですが、皆さんが言われたことは当然引き受ける条件にはなりますけれども、私たちは第一に、慣れていないし知らないなので、自分のイメージや想像で安易に引き受けてしまうと、子どもにも私たちにもそれなりのリスクが増えていくだろうと思います。

私の会社は、障害者の方の支援をさせていただいていますが、やはり一番最初に障害者の方にお目にかかったときには、大きな声や奇声を発したりする方も非常に多いと聞いていたので、私を含めて社員も「怖い」というのが第一印象でした。その後、少しずつ触れ合いながら進めていきまして、今は数人の方をお願いしています。毎朝全員がしっかりと声で挨拶をすることを徹底しています。

しかし、罪を犯した子どもたちを私たちがどう受け入れるかについては、普通の企業の中では、やはり相当な道のりはあるのではないかと、今は難しいのではないかというのが答えになると思います。

[委員長]

今まで出てきた意見の中では、一つは罪を犯した少年に対する偏見みたいなものをどう払拭できるのか、制度全体のPRの問題と、引き受けていただける方にどのように理解をしてもらうのかという問題と両方があるように思います。

それから、そもそもボランティアという仕組み自体がどうなのかという観点で、もう少し安定的なというか動きやすい仕組みがないだろうかという御意見などもございました。

それから、その関連としては、受ける側のメリットが何なのか明確になっているのかという御指摘もございました。

それから、実際引き受けるに当たっては、引き受けた側が被害を受けてしまうことも含めて、リスクがどこまで明確になっているだろうか、特に初めて引き受けるときには、慣れていないし知らないことも多い中で、引き受け手のリスクと少年自身のリスクがどこまではっきりしているのか分からないという御意見などもございました。

このあたりについて、いろいろと課題が多いことだけはよく分かりますが、これまで家庭裁判所としてどんなことを考えてきたか、あるいは「これだったらやれそうだ」ということも含めて説明をお願いします。

[説明者]

皆さまの御発言は、大変重たく刺さるものが多くて、的を射ておられるというのが実務をやっている側の正直な感想です。

全体的な仕組みの問題もありますので、広島家庭裁判所単体で取り組めるものには限界がありますが、今私どもがどんなことを考えたり取り組んでいるかということについて御説明したいと思います。

まず、一点目の偏見のようなものの払拭については、少年事件が非公開という手続のため、例えば先ほどの紹介事例でも、かわいそうな部分もあるのですが、細かく説明すると個別の事情をいろいろ説明することになってしまって、そこには限界があるので、一般論として「こんな感じ」と説明をしてもなかなか皆さんに、「そうはいつでもよく分からない」というところで終わってしまうというやり取りが多くなっているのが現状で、架空であっても実際に近いような、もう少し具体的な説明をしていかなければ、理解ができないのではない

かということがよく分かりましたので、広島家庭裁判所で補導委託の説明をさせていただく場合には努力したいと思います。

二点目のボランティアでは限界があるのではないかという点については、そういう形で運営をするという前提の制度である関係上、この点については、まさに広島家庭裁判所ではいかんともしがたいものでして、先ほども言いましたが、報酬をお支払いすることはありませんが、少年の生活費はお支払いしているので、制度としてボランティアと言いながらも必要な経費はお支払いするというのが、一つにはできる範囲のことかなと考えております。

三点目の引き受ける側のメリットはないのかという点については、中には、補導委託の期間中、良い経験をしたということで、その後正式雇用ということになって、そのまま働き続けているという例がございます。それによって、今度は補導委託で新しく来た子に対して指導の側に回っていい兄貴的な役割をしているという例は実際あります。そんなに多いわけはありませんが、中には少年がやりがいを感じて、受託者はそのまま雇い続けることができ、どちらにとってもよい結果となった事例も聞いております。

四点目のリスク面については、正直なところリスクはあります。やはり一人の少年が何かしらの事件を起こしていることは間違いございませんので、受託者の方ですばらしい指導をしていただいても、本人の長い生育のいろんな経過から、残念ながらトラブルや事件を起こすことがないとは言えません。ですが、そのリスクをできる限り未然に防止するために、試験観察の場合は家庭裁判所調査官が担当するのですが、受託者に預ければなしで何も知らないというわけではなくて、調査官が定期的に訪れたり、連絡をしていただいたりして、密に連絡を取り合って状況の把握とリスクが生じそうになったときの対処をできるだけ受託者と打ち合わせながらやっており、リスク回避に努めています。

[委員長]

今の説明に関して御意見や質問はございますでしょうか。

[C委員]

結局、非行少年の実像が一般社会では見えにくくて、そうすると自分たちとは全く別の人間だというふうに思ってしまうというのが実態だと思います。私はNPOの理事をしていて、そこは自立援助の方も運営していて受け入れる側もやっていますし、弁護士として付添

人ということで非行少年と関わることもあるのですが、本当はそんなに変わりません。注目を浴びるような重大事件を犯す少年というのは本当にごくわずかで、罪名としては、前回いただいた資料でも、広島も全国も現状としては窃盗が一番多かったわけですが、窃盗を犯す少年は、そんな特別なことはなくて、ただやはりいろんな意味での環境は、なかなか厳しいものがあるということです。

そういったところをどうやって知ってもらおうかということだと思のですが、一つは実際に会ってみてもらおうのが一番いいと思っていて、そういうことができるか分かりませんが、関心を持ってくださる方と一緒に、教育的措置でやっている掃除とかをやってみて、子どもの実情を知っていただくとか、一緒にこういう場で話をする機会を持つとか、そういう関心を持ってくださる方と子どもたちが関わっていくというのは、その子どもの教育的な措置にもなるし、補導委託先を開拓することにもなるので、そうしたことを模索するというのはあるのかなと思いました。

実際に補導委託を引き受けている側として思うのは、家庭裁判所とどの程度どういう連携をしていくかという点を非常に悩むことがあって、この間懇談していろいろとお話しして、家庭裁判所がしっかり関わっていただけるということも分かったのですが、やはり数か月単位で預かっていると、家庭裁判所とは、たまに電話で話すぐらいになってしまうこともあって、どのぐらいバックアップをしていただけるかということが見えると、不安が少し和らぐのかなと思います。

費用について、あえて申し上げると、児童福祉の方が出してくれているお金より家庭裁判所が出してくれるお金は、計算方法が違うようでちょっと少ないです。長期的には、やはり児童福祉の方でお預かりする費用より少ない理由がないのかなと思っているので、やはり家庭裁判所というか最高裁判所としては、そこを考慮してもらったらいいなかなとも思っております。

[委員長]

ありがとうございました。大変示唆的な意見であったと思います。普通の少年であることを分かってもらう仕組みを取るとすることで、親の了解を得て話をしてみるとか、あるいは教育的措置の一環としての清掃活動などに一緒に参加してもらおうとか、そんなことは考えら

れませんかという御意見が一点ありました。

お金の問題については、広島家庭裁判所限りではできないことではありますけれども、他の制度との比較で、こういったところを考えていく必要があるという御意見かなというふうに思いました。

それから、調査官がきちんとバックアップしていくと言っているけれども、どうやってバックアップしてもらえるかということを中心に説明しないといけないのではないかという御指摘ですが、こういった御指摘を踏まえていかがですか。

[説明者]

バックアップという点においては、受託者との意見交換もしているのですが、やはり受託者や少年によって不安の度合いが変わりますので、受託者と最初の時点で打ち合わせをして、その後も今後のペースをどうするか、電話のペースをどうするか、そういう打ち合わせを綿密に行うことが、私たちができることかなと思いますので、今日いただいた意見を調査官の方で共有して、裁判官とともにそういうことをきちんとできるように今後も努力していきたいと思っております。

[委員長]

綿密な打ち合わせをすることによって不安を感じさせないように工夫をしていきたいということですので、我々もそういうことを裁判官として関与するときも考えていきたいと思えます。

それでは、少し別の角度からの御質問をさせていただきますけれども、いろいろな問題点があり、私どももいろいろ考えなければいけないことがあることはよく分かりました。広島家庭裁判所限りでできることは、我々も積極的に考えていきたいと思っておりますが、そういう前提がとられた場合に、いかにして新しい補導委託先を開拓できるかという開拓の仕方に関して、「こうしたらどうですか」といったような提言はございますでしょうか。

[G委員]

民間企業に理解してもらう機会について、いろいろな企業の経営者が集まっている会がありますので、受け入れる側のトップが参加している会議などに積極的に御参加いただいて、少しフランクな形の中で教えていただければ、企業の経営者というのは、必ず聞いたことに

対して一步前へ進めるために、感情や頭を使いますので、現状で留まることはまずないような気がします。そういった民間の経営者の会合にお出かけいただいて、情報を提供していただくということも一つの道というような気がいたします。

[委員長]

大変ありがたいお話をいただきました。企業の経営者の方が集まる会議にブランクな形でお話ができる機会を、我々としても設けさせていただきたいと思っておりますので、後で、情報などをいただければ大変ありがたく思います。

[E委員]

当事者である子どもたちやその親が自分の体験を話すことはできるのでしょうか。やはり、それが一番インパクトがあるのではないかという気がするのですが、裁判所とかが言うよりも、「うちの子が」とか「僕は」っていう方が、より受け手側に響くものがありそうな気がします。

[説明者]

生の体験そのものをどこかで話していただくことを、私たちが斡旋というか導くことは難しいかなと思います。私どもができることとしては、少年とか保護者が感想文などを残しておりますので、そういうものをうまく加工して紹介させていただくとかそういう工夫はできるかなとは思いますが、本人に講演させるとか、そういうことは難しいのではないかと私は考えております。

[委員長]

その点について、少年側のプライバシーもあるので、補導委託中の子に話をさせるわけにはいきませんが、成人して更生した子とか場合によっては工夫ができるかもしれませんので、何か工夫ができないかというところは、また考えさせていただきたいと思います。どうやって実情を理解してもらうのか、仮にできないとしても、実情をきちんと理解してもらうような工夫を少ししていきたいと思っております。

[H委員]

広く周知を図るときに、「とは言いながら受け入れるにはこんなリスクがあるのではないか」というような世の中のいろんな思いがある中で厳しいなと思います。

そうした中で、例えば、マスコミの力を上手に使うのもいいのかなと思いました。というのが、ついこの前、触法少年を受け入れて、その子に裏切られながらもしっかり進歩していく様子を追いかけた番組があったのですが、少年はもちろん顔出しはなく特定されないようにしていたのですが、私も周りの方も何人か見ていて、やはり受け皿は本当に大事だよねという話になったことがありました。

そういったマスコミの力を借りて、いろんな方にちょっとずつ周知をしていくということも必要かなと思いました。

一方で、本当に立ち直りは大事だと思うし、機会を確保すべきだと思うのですが、少々何かやっても誰かが受け入れてくれるというような安易な考えになっていくのもどうかというのもあり、その辺の難しさと言いますか、基本的に間違いはあるから、みんなで支えて立ち直らせたいという思いはあるものの、安易にできると思ってしまうように、そこは、教育委員会というか教育が果たすべき役割というようなことも強く思っています。

[委員長]

マスコミでも補導委託だけの話ではなくて、シェルター系の話とか、いろんなところでプライバシーに関わることをうまく工夫しているというものもありますから、裁判所でもマスコミで取り上げられたときは、それを録画しておいて、「こういう感じなんですよ。」というのをPRしたりという方法もあり得るのかなと聞いていて思いました。

[B委員]

成功例を取材できるのであれば取材に値する話だと思います。実は私もこういう制度について全然知りませんでしたし、御一報いただければ考えさせていただくかなというふうに思います。

今年の4月か5月に刑務所から受刑者が脱走したという事案があつて、我々も番組を作ったのですが、その際に、九州の方で犯罪者の方ばかりを受け入れている会社を取材させていただきました。そうした事例があれば、少年にモザイクはかかると思いますが、取材をするということも考えられると思います。

[C委員]

実情を知らせるということももちろん大事ですが、大変なことがほとんどですけれども、

関わることでやりがいも少しあります。そういったことを補導委託を受けていたり、子どもに関わっている人に話してもらおうというのはあるのかなと思います。

先ほど委員がおっしゃったのは、多分北九州のとある石油関連会社だと思うのですが、その会社は、全国的にあちこちで講演されています。例えば、家庭裁判所が呼んで講演会をするというのはあまりイメージできないのですが、そういう取組と実績とやりがいをきちんとお話しできる方は全国にいらっしゃるのです、そういう方の話を、広島家庭裁判所でやるのかももっと大きくするのは分かりませんが、そういったところと子どもの実情と家庭裁判所はここまでやりますというところを、三点セットでしていければ一番いいのかなと思います。

子どもを見ていて思うのは、やっぱりその年齢に応じた子育てがされてこなかったところから非行少年になっているというふうに実感をしています。その年齢に応じた判断力や行動力がなく、もっと幼い対応しかできないところを回復させていくことは、別の大人の手によってできるところがあると思いますので、そういう話にもっていければ、そういうことを理解したいと思っている大人も実はたくさんいるということを実感しておりますので、うまくまとめてもらったら、いろんな材料があるのかなというふうに思っています。

[委員長]

ありがとうございました。今日いただいた御意見について、今後どういう取組ができるか考えてまいりたいと思います。

また、先ほどのように、こういう企業の経営者の集まりで話をしてもらったらいいのではないかというようなことなど、もし他の方もこんなことがありますということがありましたら、個別に私どもに情報をいただけますと、それを活用してうまくやっていきたいと思えます。

それでは、今日の議題の二点目である「関係機関との連携の充実策」について説明と協議をお願いします。

まずは現状等について説明をさせていただきます。

[説明者]

お配りした「家庭裁判所と主な関係機関との連携」に沿って説明します。

まず、学校は、少年の日常の情報を持っていますので、学校との連携は非常に大事になってきます。また、少年が児童相談所から継続的な指導を受けている場合は、児童相談所から少年の情報や家庭の情報を得ることになります。少年鑑別所では、少年の心身の鑑別をしてもらってその情報を得ることがあります。

家庭裁判所は、学校、児童相談所、少年鑑別所といった機関と密に連絡を取りながら、少年に関する情報を得て最終的な処分の決定につなげています。保護観察処分の場合は、少年は、引き続き保護観察所で更生に向けて指導を受けていくことになるので、学校や児童相談所からの情報をうまく保護観察所に引き継いでいくことも重要です。

このように、家庭裁判所では、少年に対して一貫した審理を行えるように、適切な情報交換を行っています。

[委員長]

具体的な事例として、紹介事例2のとおり、学校や児童相談所に審判に出席してもらい、その後も連携して少年にどんな処分をしていくのがいいのか検討したという事例がありますので、紹介させていただきました。

以上の説明と紹介した事例について御質問はありますか。

[A委員]

ADHD（注意欠陥多動性障害）と児童相談所は関係ないと思うのですが、児童相談所に指導を受けていたのはなぜですか。

[説明者]

詳細は省略してあるのですが、もともとは家庭の事情から児童相談所の指導が始まり、医師の診断を受けてみたらこういう診断が出たという経緯です。

[委員長]

それでは協議に入ります。先ほど説明したとおり、家庭裁判所としては、できる限り関係機関と連携を図ろうと考えておりますが、例えば、家庭裁判所は学校関係者の話をよく聞いてくれないというような御指摘等はございますか。

[H委員]

現時点では、そういった声を直接は聞いておりません。

学校というのは、閉じた世界の中で完結しているところがありますが、やはり他の機関と連携していかなければならないと思います。こうした子どもの場合は、家庭裁判所との連携は不可欠であろうと思いますし、児童相談所とも密な連携をしていかないといけないと思いますので、こうした子どもの事例があれば留意するように学校に話をしたいと思います。

[C委員]

紹介事例は、連携がうまくいった事例だと思いますが、中学校や児童相談所とのどのような連携がどのように少年に効果を及ぼして良い形になったか教えていただけますか。

[説明者]

まず、一点目は、学校や児童相談所からの情報が少年の処分や処遇をどうするかについて大変役立ちました。

二点目は、試験観察中に定期的に行う保護者との面接等において、保護者が自らに都合のいいことを言うことがあるのですが、学校や児童相談所と客観的な情報交換をすると、保護者が言っていることが本当にそのとおりか確認することができますし、学校等と連携して「学校からも話を聞くよ。」と伝えることで、少年自身に行動規制がかかるという点において大変有効な連携ができた例として紹介させていただきました。

[C委員]

今の説明は、家庭裁判所が処遇や試験観察の様子を確認するために必要な情報を収集するということが全部家庭裁判所に向いていますが、連携となると双方向でのやり取りもあるのでしょうか。

[説明者]

家庭裁判所での面接時の本人の様子や、本人の指導に効果がありそうなやり取りを常に情報提供して一緒に足並みを揃えてやっています。そういう連携を地道に積み重ねながら、それぞれスキルをアップさせなければならないという課題はありますが、双方向のやり取りができていると認識しております。

[E委員]

一点目は、医療職として、非行は発達障害や虐待に伴う愛着の問題があるから、審判の経過中や処分が下った後に引き受けることがあるので、医療機関を関係機関の一つとして考え

ていただきたいというのがあります。

二点目は、治療という観点から、裁判所の情報が医療機関へフィードバックされるかということの課題はあるのではないのでしょうか。

例えば、家庭裁判所の調査官がどういう調査をしたというデータのことがなかなか開示されないということもあります。調査を踏まえて何かを考えていきたいとか、調査での判断がどうだったかというところは、もう少しきちんと医療機関にいただけるようなことも必要ではないかという気がします。当然守秘義務の問題や、裁判におけるいろんなデータがどの程度開示されるものなのかということもありますが、特に医療機関は、守秘義務のある立場なので、やはり、その子の更生に役立つところはきちんと生かされるようなスタンスというのが必要ではないかと思います。

[委員長]

ありがとうございました。家庭裁判所が一方的に情報を集めるわけではなくて、最終的に帰っていくところに必要な情報を伝えていくように連携の中身を考えていったほうがよいのではないかという御指摘だろうと思います。

その点について、裁判所から何かございますか。

[説明者]

大変示唆に富んだ御意見だと思います。関係機関とはなっていますが、精神科医にかかっている少年というのは最近増えてきておりまして、少年の保護者の了解をとって主治医と連絡をとりこちらが提供できる範囲の情報を提供させていただいたりして、今後につなげていくということもあります。

ただ、委員もおっしゃったとおりで、裁判所が全ての情報を出すことはなかなか難しいので、必要な情報は何かということ、双方向のやり取りの中で、裁判所も考えながら今後も努力を重ねていかなければならないと感じました。

[H委員]

広島市の教育委員会には、少年サポートセンターというのがあります。割と軽度の非行の子どもたちをどのようにサポートして立ち直りを支援していくかということで、例えば紹介事例2に類するケースのような少年たちとの関わりもあります。

この少年サポートセンターというのは、広島市と広島県警が一緒に立ち上げている組織で、県警からの出向者や県警のOBが在駐しております。例えば紹介事例2のような学校に通ってはいるけれどもなかなか授業に集中できない、周りの子に迷惑をかける、よく学校を休むというような子どもたちに対して、県警のOBがその学校に在駐することによって学校支援をしていくというシステムを持っております。そういったことも皆さんに御承知おきいただきまして、教育委員会としっかり連携をしていただきながら、支援をしていけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

[委員長]

ありがとうございました。連携図に記載している機関以外の関係機関ともきちんと連携をとっていく必要性について御指摘いただきました。

[A委員]

最近少年の共犯率がすごく多い印象があって、例えば集団で起こした事件は、主犯格が誰かをどのように判断しているのか、集団で万引きしたような場合も罪の重い軽いがあると思うのですが、そのあたりは課題ではないかと思っています。仲間同士でやっている場合は、実はその後つながりが残っていたり、最近だとSNSやスマホがあるので、関係を断ち切って更生させるというのはすごく難しい気がするのですが、どのように対応されているのでしょうか。

[I委員]

少年の場合は、あまり主犯格というのがなく同等の場合も多いですし、警察などの捜査でそれまでのつき合いや力関係といった人間関係が明らかにされます。それで分かる場所がありますし、あるいは、非行をする子どもというのは、既に何回か同じような事件で係属していたり、そういう少年の友達としてよく名前が出てくることもあります。

誰が主犯なのか、「行こうぜ」と中心となって言ったのか、何となくついていってしまった一緒にしたことなのかということは、記録から分かることが多く、基本的には、中心となって大きな役割を果たしているかどうか、基本的な計画を立てているかどうか、その軽重で主犯格かどうかを判断することもあります。SNSでハンドルネームしか分からないというつき合いがあるとすると、どちらが主犯か分からないし、交友関係もはっきりしない、

A, B, Cがいて、AとCは知り合いではないけれど、Bを通じて知り合いという形で、その場で初めて会ったとか、その場に呼ばれて友達の友達と一緒に行動したということもあるので、今は確かに関係を把握するのが難しいですけれども、昔ながらの上下関係がある場合もありますので、個別の事案を見ると大体分かるということになります。

[委員長]

今の点に関して、検察庁でも記録を見て処遇に関して意見をいただいたりしますが、どのようなことを見ておられるのですか。

[J委員]

検察の方でも、被疑者と共犯者との関連や交友関係、事件に至るまでの言動や、お金のやり取りがあれば分け前がどのぐらいだったかとか、そうしたところを見えています。主犯格の場合は、処遇意見も違いがあると思いますが、少年事件は誰か一人が悪いというわけではなくて、みんなで一緒に勢いがついてやってしまう事件の方が多いので、誰が主犯格だというよりも、みんなで一緒にやったことなので、みんな同じような処遇意見を返すことがままあります。

[委員長]

共犯者といかに関係を切らせていくのかということも一つの課題だろうという御指摘がありました。その点について、説明者のほうで説明できることがあったらお願いします。

[説明者]

大変難しい課題でして、少年はやはりその地域で生活していることから、実際にその効果があるかという限界はありますが、現状としては、共犯者との交友関係を一旦打ち切る約束をさせるということを働きかけております。

少年自身にとってそれが唯一の交友関係であるような希薄な人間関係の少年が多い中、割とそこを頼りにしている子も多いという現状はありますが、その交友関係によって本人の行動が悪化しているので断ち切ることが必要だということに気付かせて、就労先や学校といった帰属先でやらなければならないことに努力させるという形で、なるべく交友関係に関心を集中させないようという指導を行っているというのが現状です。

[C委員]

私に関わる子どもの中には虐待を受けている子もいて、児童虐待の現場では、関係機関が集まってケース会議を行います。特に一時保護から帰宅させる場合や施設から帰宅させる場合に、家庭がそういう基盤として弱いけれども帰宅となったときには、要保護児童対策地域協議会というところを使って、他機関でこの子の帰宅をどうするかというようなことを考えるということをしていますので、家庭裁判所の少年審判手続においても、検討してもらってもいいのではないかと考えております。

[説明者]

これまでは、家庭裁判所が対一の関係で情報を得たり、働きかけをするということを主にやってきたと思います。今後、委員が御指摘のように、いろんなことを考える人たちと一緒にどうするか考えるという発想を取り入れて、ケースを動かしていくというようなことに努力していく必要があるのではないかと考えていて、調査官も一律そういう方向でいろいろ考えながら動いている部分があると思いますので、今の御指摘について、さらにいろいろ検討を重ねていきたいと思います。ありがとうございました。

[委員長]

次に、被害者への配慮について、お配りした「被害者への配慮について」に沿って説明します。

被害者への配慮について、少年事件は、基本的に刑事事件と少し違うというのが、もともとの出発点となっております。刑事事件は、やったことに応じた形で刑罰を科すというのが基本の仕組みですが、少年事件は、少年をいかにして健全に育成していくかという観点で、どういう処遇をしていくべきなのかを考えていくということですから、まず少年の健全育成にどういう影響を与えるのかということ踏まえながらやっていかなければいけないということがございます。

それでは被害者のことは忘れていいのかということですが、その点については、前回御指摘があったとおり、被害者のことも忘れてはいけないということで、具体的に何ができるかという、記録閲覧・コピー、意見陳述、審判傍聴、審判状況説明、審判結果通知の手続があります。これらの手続については、裁判所に申し出て裁判所の許可を得ていただくという仕組みになっています。

少年の健全育成とのバランスをとりながら、被害者のために今制度としてあるものについて御説明をさせていただきました。

続いて、次回のテーマについてお聞きしたいと思いますが、次回取り上げたいというテーマがございましたでしょうか。

今、家庭裁判所では、成年後見制度利用促進という課題があります。高齢化社会が非常に発達した中で、自分限りでは判断ができない方の保護をどうしていくのかということについて、政府全体で大きな課題だと言われております。その観点で、必要な方にきちんと利用していただけるような仕組みにしていかなければならないということで、成年後見制度の利用をきちんと促進していこうという課題があって、裁判所でもいろいろと工夫をしながら、市町村などの地方公共団体や、実際に成年後見人になっていただいている弁護士会とか、社会福祉士会などの関係機関とも協議をしているのですが、まだまだいろんなことを考えていかなければいけないので、ぜひこの点について皆さんに御説明させていただいて、こうした方がいいのではないかとか、こんなところにニーズがあるのではないかと御意見をお伺いしたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。特に御要望がなければ、次回テーマについては、成年後見制度利用促進とさせていただきます。

最後に、今回初めて御出席いただいた委員から一言いただければと思います。

[K委員]

今日はとても興味深く、勉強させていただきました。ありがとうございました。

[委員長]

今日のテーマである補導委託先について、こんなところでこういうPRをすればいいという御提案などもいろいろいただきましたので、それを活用させていただきたいと思いますが、皆さんの中で、こういった機関はどうだろうかとか、あるいはこういったところで話をしたらどうでしょうかといったことについて、私どもに教えていただけることがあれば、適宜裁判所に御連絡いただいて、情報をいただければ、大変ありがたく思いますので、その点最後にもう一度お願いを申し上げたいと思います。

## 7 次回の予定等

### (1) テーマ

「成年後見制度利用促進」をテーマとする。

(2) 期日等

平成31年6月5日（水）午後3時